

## 人間ドック実施細則

この細則は、三井健康保険組合健康診査等補助金支給規程（以下「補助金支給規程」という。）第2条に規定する「人間ドック」の実施方法及び補助金の申請手続等について定める。

なお、本細則における年度は、4月1日～翌年3月31日の間とする。

（支給要件）

第1条 補助金の支給要件は次のとおりとする。

- (1) 1日(日帰り)人間ドックであること
- (2) 受診日に資格を有し、かつ受診日の属する年度内に満35歳以上となる被保険者又は被扶養者であること
- (3) 原則として第3条に規定する指定検査項目をすべて受診していること
- (4) 補助金支給規程第2条に規定する「生活習慣病健診」と重複していないこと
- (5) 請求書類が指定日までに組合に到着していること
  - ① 第2条の実施区分のうち「契約機関[組合]及び契約外機関[組合]」は受診年度の翌年度5月31日
  - ② 第2条の実施区分のうち「契約機関[健診代行]及び契約外機関[健診代行]」は受診年度の翌年度6月30日

（実施区分及び実施機関）

第2条 実施区分は次のとおりとする。

実施区分	実施機関	申込区分
契約機関[組合]	組合契約機関	直接健診機関へ受診を申し込むもの
契約機関[健診代行]	組合契約機関	組合契約健診代行事業者（以下「代行事業者」という。）を経由して受診を申し込むもの
契約外機関[組合]	契約外機関	直接健診機関へ受診を申し込むもの
契約外機関[健診代行]	契約外機関	代行事業者を経由して受診を申し込むもの

（指定検査項目）

第3条 指定検査項目は次のとおりとする。（★は特定健診項目）

区 分	検査項目	備 考
身体計測	身長★	
	体重★	
	肥満度	
	BMI★	
	腹囲★	
生理	血圧測定★	原則2回測定値と平均値
	心電図★	
	心拍数	
	眼底検査★	両眼撮り
	眼圧検査	
	視力検査	
	聴力検査	簡易聴力
	呼吸機能検査	1秒率、%肺活量、%1秒量（対標準1秒量）
X線・超音波	胸部X線	2方向
	上部消化管X線 又は 上部消化管内視鏡※1	食道・胃・十二指腸。上部消化管X線は4つ切り等8枚以上
	腹部超音波	検査対象臓器は胆のう・肝臓（脾臓を含む）・膵

		臓・腎臓・腹部大動脈とする。但し、膵臓検出できない時はその旨記載すること。
生化学	総蛋白	
	アルブミン	
	クレアチニン★	
	e G F R★	
	尿酸	
	総コレステロール	
	H D L コレステロール★	
	L D L コレステロール★	
	Non-HDL コレステロール★	
	中性脂肪★	
	総ビリルビン	
	A S T (G O T) ★	
	A L T (G P T) ★	
	γ-G T (γ-G T P) ★	
	A L P	
	血糖 (空腹時) ★	
H b A 1 c★		
血液学	赤血球★	
	白血球	
	血色素★	
	ヘマトクリット★	
	M C V	
	M C H	
	M C H C	
	血小板数	
血清学	C R P	定量法
	血液型 (A B O R h)	本人の申し出により省略可
	H B s 抗原	本人の申し出により省略可
尿	尿一般・沈査	蛋白★・尿糖★・潜血など 沈査は、蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可
便	潜血	免疫法で実施 (2日法)
医療面接 (問診)		医療職が担うこと (原則、医師・保健師・看護師とする)。 問診票 (質問票★) は、特定健診質問票 22 項目を含むこと。
医師診察※2★		胸部聴診、頸部・腹部触診など
結果説明※2		医師が担うこと。受診勧奨、結果報告書、特定健診対象者には情報提供。
保健指導※2		医療職が担うこと (実施者は「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き (第3版)」に準ずること (医師の結果説明の間での実施も可とする))。受診勧奨、結果報告書、特定健診対象者には情報提供。

※1 内視鏡検査を行う際は、別途、十分な説明のもとに本人から文書同意を取得すること。  
原則として鎮痛薬・鎮静薬は使用しない。

※2 診察・説明・指導は施設の実情を踏まえた効率的な運用を認める。  
なお、原則として医師による診察と結果説明は別々に行うこと。

(追加検査項目)

第4条 追加検査項目は次のとおりとし、指定検査項目と同時に受診する場合のみ補助対象とする。

区 分	検査項目	備 考
婦人科検査	マンモグラフィ・乳腺超音波	いずれか1項目
	子宮頸部細胞診	
腫瘍マーカー	P S A	

(補助金の額及び支給回数)

第5条 指定検査項目に対する補助金の額は次のとおり（100円未満切捨て）とし、支給回数は1年度につき1回を限度とする。

実施区分	補助金の額	補助金の 上限額
契約機関[組合]	組合契約額（税込）の80%	42,000円
契約機関[健診代行]	組合契約額（税込）の80%又は組合が総合的に勘案し決定した額（以下「契約相当額」という。）の80%	42,000円
契約外機関[組合]	指定検査項目に対する健診費用（税込）の80%	35,000円
契約外機関[健診代行]	契約相当額（税込）の80%	42,000円

2 追加検査項目に対する補助金の額は、前項に準ずるものとする。ただし、補助金の上限額については次のとおりとする。

実施区分	マンモグラフィ	乳腺超音波	子宮頸部 細胞診	P S A
契約機関[組合]	7,300円	7,300円	6,100円	3,000円
契約機関[健診代行]	7,300円	7,300円	6,100円	3,000円
契約外機関[組合]	4,000円	3,400円	3,000円	1,800円
契約外機関[健診代行]	7,300円	7,300円	6,100円	3,000円

(実施方法)

第6条 実施区分ごとの人間ドックの実施方法は次のとおりとする。

(1) 「契約機関[組合]」での実施

- ①受診希望者は、人間ドック組合契約機関の中から選択した健診機関（以下「健診機関」という。）へ三井健保の組合員であることを伝え、受診を申し込む。なお、追加検査項目の受診を希望する場合は併せて申し出る。
- ②受診当日は、「被保険者証」と「健診機関から指示のあったもの」を持参し、受診する。
- ③自己負担額は、組合が健診機関と契約した額（税込）から補助金の額を除いたものとする。
- ④健診機関から組合に健診結果の通知及び補助金の請求があり、組合は確認のうえこれを支払う。

(2) 「契約外機関[組合]」での実施

- ①受診希望者は希望する契約外機関が指定検査項目のすべてを実施できるか確認し、受診を申し込む。なお、追加検査項目の受診を希望する場合は確認したうえで併せて申し出る。
- ②受診後、契約外機関窓口で健診費用の全額を支払い領収書の交付を受ける。  
なお、追加検査項目を併せて受診したときは、追加検査項目の内容と項目毎の金額が記載された領収書の交付を受けること。

また、特定健診対象者については、特定健診に要した費用が健康保険組合連合会集合契約 Aタイプと異なる場合のみ特定健診に要した額が記載された領収書の交付を受けること。

- ③「人間ドック（契約外）補助金請求書」に請求する補助金（追加検査項目）等の必要事項を明記のうえ、上記②の領収書と、「特定健診項目を含む人間ドック結果表（写）」を添付し、事業所経由で（任意継続被保険者は直接）組合に補助金請求を行う。
- ④組合は③により請求のあった補助金について書類審査のうえ、事業所経由で（任意継続被保険者は直接）被保険者宛に補助金を支給する。
- (3) 「契約機関[健診代行]」及び「契約外機関[健診代行]」での実施
- ①受診希望者は代行事業者の指定する方法で申し込み（「追加検査項目」の有無を含む）、受診する。
- ②自己負担額は、組合が代行事業者と契約した額（税込）から補助金の額を除いたものとする。
- ③代行事業者から組合に健診結果の通知及び補助金の請求があり、組合は確認のうえこれを支払う。

（補助対象外）

第7条 次の各号のいずれかについては原則として補助の対象としない。

- (1) 飲食制限等の健診機関からの注意事項を守らなかった場合
- (2) 妊娠又はその可能性がある者
- (3) 第6条(2)で規定する必要書類に不備がある場合
- (4) 特定健診項目の健診結果が組合の指定する方法で提出されない場合
- (5) 指定検査項目及び追加検査項目以外の検査項目の受診
- (6) 指定検査項目に自己都合による未受診項目がある場合

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

平成22年4月1日施行の「人間ドック実施細則」は廃止する。

附 則（第5条の改正）

この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。